

【表紙】

【提出書類】	四半期報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の7第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成20年8月13日
【四半期会計期間】	第8期第1四半期（自平成20年4月1日至平成20年6月30日）
【会社名】	株式会社エディオン
【英訳名】	EDION Corporation
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 久保 允誉
【本店の所在の場所】	東京都千代田区外神田六丁目13番10号
【電話番号】	(03) 5846 - 5951（代表）
【事務連絡者氏名】	取締役財務経理部長兼内部統制推進室長 麻田 祐司 （同所は登記上の本店所在地であり、主な業務は下記の場所で行っております。）
【最寄りの連絡場所】	大阪市北区堂島一丁目5番17号
【電話番号】	(06) 6440 - 8711（代表）
【事務連絡者氏名】	取締役財務経理部長兼内部統制推進室長 麻田 祐司
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町2番1号） 株式会社名古屋証券取引所 （名古屋市中区栄三丁目8番20号）

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

回次	第8期 第1四半期連結 累計(会計)期間	第7期
会計期間	自平成20年 4月1日 至平成20年 6月30日	自平成19年 4月1日 至平成20年 3月31日
売上高(百万円)	183,714	851,205
経常利益又は経常損失(百万円)	1,856	21,227
四半期純損失又は当期純利益(百万円)	2,445	6,754
純資産額(百万円)	155,607	177,576
総資産額(百万円)	430,630	437,410
1株当たり純資産額(円)	1,247.51	1,290.78
1株当たり四半期純損失又は当期純利益金額(円)	23.15	63.96
潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益金額(円)	-	-
自己資本比率(%)	30.6	31.2
営業活動による キャッシュ・フロー(百万円)	10,711	16,156
投資活動による キャッシュ・フロー(百万円)	8,353	41,039
財務活動による キャッシュ・フロー(百万円)	17,159	25,883
現金及び現金同等物の四半期末 (期末)残高(百万円)	25,232	28,591
従業員数(人)	10,953	10,534

(注) 1. 当社は四半期連結財務諸表を作成しておりますので、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載しておりません。

2. 売上高には、消費税等は含んでおりません。

3. 潜在株式調整後1株あたり四半期(当期)純利益金額については、第7期においては潜在株式がないため、第8期第1四半期連結累計(会計)期間においては潜在株式は存在するものの1株あたり四半期純損失であるため記載しておりません。

2【事業の内容】

当第1四半期連結会計期間において、当企業グループが営む事業の内容について、重要な変更はありません。また、主要な関係会社における異動もありません。

3【関係会社の状況】

前連結会計年度において100%連結子会社であったミドリサービス㈱は平成20年4月1日に100%連結子会社である㈱ミドリ電化に吸収合併されたため、連結の範囲から除外しております。
また、前連結会計年度において100%連結子会社であった㈱暮らしのデザインは、当第1四半期連結会計期間において所有する株式をすべて売却したため、連結の範囲から除外しております。
さらに、㈱石丸本社他2社は、実質的な支配関係がなくなったため、当第1四半期連結会計期間末において連結の範囲から除外しております。

4【従業員の状況】

(1) 連結会社の状況

平成20年6月30日現在

従業員数(人)	10,953 [6,563]
---------	-------------------

(注)1. 従業員数は就業人員であります。

2. 従業員数の[]内は臨時従業員数であり、平均期間就業人員を外数で記載しております。

(2) 提出会社の状況

平成20年6月30日現在

従業員数(人)	474
---------	-----

(注)1. 従業員数は、当社から他社への出向者を除き、他社から当社への出向者を含む就業人数であります。

第2【事業の状況】

1【生産、受注及び販売の状況】

商品分類別売上高

区分	当第1四半期連結会計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年6月30日)	
	金額 (百万円)	構成比(%)
テレビ	26,867	14.6
ビデオ	16,006	8.7
オーディオ	2,825	1.5
デジタルオーディオ等	4,193	2.3
エアコン	15,285	8.3
暖房機器	73	0.0
冷蔵庫	10,462	5.7
洗濯機・クリーナー	11,243	6.1
レンジ	2,593	1.4
調理家電	5,795	3.2
理美容・健康家電	7,245	4.0
照明器具	1,945	1.1
パソコン	29,831	16.2
その他のOA機器	11,391	6.2
音響ソフト・楽器	3,680	2.0
その他	34,272	18.7
合計	183,714	100.0

(注) 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

2【経営上の重要な契約等】

当第1四半期連結会計期間において、経営上の重要な契約等の決定または締結等はありません。

3【財政状態及び経営成績の分析】

文中の将来に関する事項は、当四半期報告書提出日現在において当企業グループが判断したものであります。

(1)業績の状況

当第1四半期連結会計期間における我が国経済は、原油価格の高騰や食料品の値上がりによる消費者の生活防衛意識の高まりや、米国における住宅ローン問題に端を発した輸出産業における減速といったマイナス要因により、消費環境に急速に減速感が出てまいりました。

当家電小売業界におきましては、8月の北京オリンピックを間近に控え、薄型テレビやブルーレイディスクレコーダなどの「デジタル家電」が堅調に推移したほか、省エネ意識の高まりにより、エアコンや冷蔵庫などにおいて省エネ性能の高い高付加価値商品の販売が好調に推移しました。一方、パソコンなどの「情報関連商品」は、単価の下落等により伸び悩むこととなりました。全体的には低調に推移した個人消費と、競合各社の出店による競争の激化により、業界全体としては厳しい市場環境の中で推移しました。

こうした中で当企業グループは、4月に営業戦略部を設置し、グループ全体の営業戦略の企画・立案機能の強化をはかったほか、営業本部及び商品政策推進部の設置により、グループ全体で一体的な営業政策を実施する体制を整えてまいりました。また、平成19年10月に新設した㈱東京エディオンのもと関東地区の事業の集約を進め、㈱ミドリ電化の関東地区店舗2店舗を㈱東京エディオンへ譲渡し、店名を「エディオン」へ転換したほか、㈱デオデオの関東地区5店舗を㈱東京エディオンへ運営移管するなど、関東における事業基盤の強化を図ってまいりました。

当第1四半期の店舗展開につきましては、エイデンサントムーン柿田川店、ミドリ登美ヶ丘店の2店舗を新規オープンし、デオデオ益田店など5店舗を移転・建替しました。これにより、当第1四半期末の店舗数はF C店649店舗を含めて1,084店舗となりました。

以上の結果、当第1四半期の売上高は1,837億14百万円、営業損失は47億26百万円、経常損失は18億56百万円、四半期純損失は24億45百万円となりました。

(2)キャッシュ・フローの状況

当第1四半期連結会計期間における現金及び現金同等物（以下「資金」という。）は、前連結会計年度末に比べ33億58百万円減少し、252億32百万円となりました。当第1四半期連結会計期間における各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因は以下のとおりです。

（営業活動におけるキャッシュ・フロー）

営業活動の結果使用した資金は、107億11百万円となりました。これはたな卸資産の増加による資金の減少が82億82百万円あったこと等によるものであります。

（投資活動におけるキャッシュ・フロー）

投資活動の結果使用した資金は、83億53百万円となりました。これは有形固定資産の取得による支出が62億78百万円あったこと等によるものであります。

（財務活動におけるキャッシュ・フロー）

財務活動の結果得られた資金は171億59百万円となりました。これは転換社債型新株予約権付社債の発行による収入が149億84百万円あったこと等によるものであります。

(3)事業上及び財務上の対処すべき課題

当第1四半期連結会計期間において新たに発生した事業上及び財務上の対処すべき課題はありません。
なお、当社は財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針を定めており、その内容等（会社法施行規則第127条各号に掲げる事項）は次のとおりです。

基本方針の内容

当社は上場企業のため、株主・投資家の皆様は、当社株式の取得を自由に証券市場で行うことができます。そのため、当社は、当社の株式に対する大規模な買付行為につきましても一概に拒否するものではありません。近年わが国の資本市場においては、対象となる企業の経営陣の賛同を得ずに、一方的に大規模な買付行為、その提案またはこれに類似する行為を強行する動きが顕在化しておりますが、大規模な買付行為の提案が行われた場合に、それに応じるべきか否かの判断は、当社の経営を誰に委ねるべきかという問題に関連しますので、最終的には個々の株主の皆様のご判断によってなされるべきであると考えます。

もっとも、財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方としては、企業理念、企業価値の様々な源泉、当社を支えるステークホルダーとの信頼関係を十分に理解し、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を中長期的に確保、向上させる者でなければならないと考えております。

これらを十分に理解せず当社を支配した場合、ステークホルダー、特にお客様との信頼関係を失い、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を毀損するおそれがあります。このような企業価値ひいては株主共同の利益を毀損するおそれのある大規模な買付行為やこれに類似する行為を行う者は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として不適切であると考えます。

当社の財産の有効な活用、適切な企業集団の形成その他の会社支配に関する基本方針の実現に資する特別な取り組み

< 中期経営計画及び統合効果の創出 >

当企業グループは、売上高1兆円、経常利益率5%を中期目標とし、成長性、生産性、効率性のさらなる向上に努めております。

成長性の向上のために、日本の家電小売需要の約4割を占める関東エリアにおける事業規模を拡大させることを目的として、平成19年10月に㈱東京エディオンを設立いたしました。㈱デオデオ、㈱ミドリ電化の関東地方の店舗を㈱東京エディオンへ譲渡し、これらの店舗を「エディオン」のストアブランドへ変更することにより、効率的な販促活動、物流体制の整備を行うとともに、「エディオン」ブランド店舗の出店強化を行い、関東地方での売上の拡大を図ってまいります。また、関東以外のエリアにおいては、各事業会社はエリア内の各商圏において、3,000坪クラスの大型店から1,000坪クラスの中型店まで商圏規模に応じた出店と、同一商圏における複数店舗の展開を行い、販促効率・物流効率の向上と、商圏内における消費者の認知度を向上させることで、各商圏において競合他社に対して優位な地位を確立し、ドミナント体制での規模の拡大を図ってまいります。家電以外の商品においては、玩具、家具、インテリア、ソフト、住設等の積極的な展開を進めており、1店舗当たりの売上高拡大とワンストップショッピングによる高い利便性を提供することで、店舗の競争力の強化を図ってまいります。生産性の向上を図るために、統合効果の創出に積極的に取り組んでおります。平成19年4月に㈱ミドリ電化と仕入統合を行い、商品本部とマーケティング本部を一本化することで㈱ミドリ電化の粗利率と収益の改善を行いました。平成18年10月に仕入統合を実施した石丸電気㈱においては、秋葉原の店舗再編等の当企業グループのノウハウを導入、収益の改善を進めております。また、㈱サンキューにおいても、平成19年9月に仕入統合を開始し、粗利率の改善を進めております。一方、高い収益性が期待できるオール電化事業においては、㈱サンキューの持つノウハウを他の事業会社に導入するため、平成19年9月に電化住設商品本部を設置し、各事業会社において積極的な展開を開始いたしました。また、ソフト事業においては、平成19年10月に高い仕入ノウハウを持つ石丸電気㈱を中心とした仕入統合を行うとともに、ソフト事業部の統合を行ったことにより、他の事業会社におけるソフト事業の収益性が改善しております。その他、粗利率を確保できるオリジナル商品等の開発と販売を強化することにより粗利率の改善を図るほか、各商品における販売計画の精度をあげ、仕入条件の改善につなげております。

効率性の向上を図るために、各事業会社共通の統合情報システムの開発に取り組んでおります。各事業会社の情報システムが統一されれば、間接部門における重複する部門の整理統合により経費の削減が図れるほか、店舗におけるより効率的なオペレーションが実現可能となり、一人当たりの売上高の改善、労働生産性の向上が期待できます。同時に、事業会社間での統一的な政策の実現が可能となることで、グループのカード戦略を統一して顧客情報を基点としたより効果的な販促の展開と販促に関わる経費の削減が実現できます。物流においては、事業会社間の統一的な仕組みの構築、物流センター等の最適な配置を検討していくことで、物流コストや在庫の削減を図ってまいります。その他各事業会社における店舗の建設材や間接材等の仕入れを統一し、スケールメリットを確保することで経費の削減を図るほか、各事業会社の経費管理のノウハウの共有によりグループとしての経費管理のノウハウを構築し、経費の抑制を図ってまいります。また、在庫、売掛債権等の資産及び負債の圧縮とキャッシュ・フロー経営を重視し、資本の効率的な運用を図ってまいります。

以上の取組みにより、ROA（総資産経常利益率）・ROE（自己資本利益率）10%以上を目標として、企業価値の向上に取り組んでまいります。

<コーポレート・ガバナンス>

当企業グループは、法令遵守や企業倫理の重要性を認識するとともに、変化する企業環境に対応した迅速な経営意思決定と経営の健全性向上を図ることによって、企業価値を継続して高めていくことを最重要課題の一つとして位置付けております。その実現のために、株主・投資家の皆様、お客様、お取引先様、地域社会、従業員等の各ステークホルダーとの良好な関係を築くとともに、株主総会、取締役会、監査役会、会計監査人等の法令上の機関制度を一層強化・整備してコーポレート・ガバナンスを充実させていきたいと考えております。

また、平成16年12月に「エディオングループ倫理綱領」を制定し、当企業グループとしての基本姿勢を明文化したほか、コンプライアンス委員会等の定期的開催、内部通報制度の整備、内部監査室・法務室の業務等を通じて、グループ内の問題点等が速やかに経営陣に伝わり、早期に対応・改善できる体制を構築いたしました。

その他内部統制システムの整備とともに、現体制の検証、改善を積極的に行い、さらなるコーポレート・ガバナンスの強化に取り組んでまいります。経営陣は、取締役会を月1回以上開催し、経営上の重要事項を討議し決定しております。また、毎週経営会議を開催することで、適時に経営戦略や業務計画の見直しができる体制となっております。同時に、社外取締役及び社外監査役の出席により、外部専門家の助言を受けながら、経営への監視・牽制機能を強化しております。コンプライアンス体制については、弁護士や各事業会社の総務人事担当者等を委員とした各種委員会を設置し、コンプライアンス意識を醸成し、法令違反の発生防止等に努めております。各事業会社に対しては、親会社である当社が経営支援・監視を行い、月次ベースで経営成績を把握して、問題点の早期発見及び適時の解決を図っております。

<基本方針の実現に資する取組みについての考え方>

コーポレートガバナンスの取組みを通じ、株主・投資家の皆様に、迅速かつ正確な情報を開示することにより、経営の透明性を高めるとともに、客観性を確保したいと考えております。

このような取組みに対し、突然大規模な買付行為がなされたときに、大規模買付者が提示する当社株券等の取得対価が妥当かどうか、さらにこのような買付行為が当社に与える影響、買付者が考える当社の経営に参画したときの経営方針、事業計画の内容等を株主の皆様が短期間のうちに適切に判断なさることは極めて困難であると思われれます。そのため、大規模買付者から適切かつ十分な情報が提供されることに加え、当該買付行為に対する当社取締役会の意見等の情報は、株主の皆様が当社株券等の継続保有を検討するうえで重要な判断材料となると考えます。

このような観点から、大規模な買付行為が行われる場合には、株主の皆様のご判断のために、当該買付者から買付行為に関する必要かつ十分な情報が当社取締役会に事前に提供された後、当社取締役会は大規模買付行為が企業価値・株主共同の利益に与える影響等を評価し、当社取締役会としての意見を株主の皆様にご提供するとともに、場合によっては当社取締役会としての代替案を作成し、提示するべきであると考えます。

十分な情報提供や、当社取締役会における適切な評価のための期間が確保されないまま大規模買付行為が強行される場合や、明らかに当社の企業価値・株主共同の利益を毀損する大規模買付行為に対しては、必要かつ相当な対抗措置を講じることにより、当社の企業価値・株主共同の利益を確保する必要があると考えます。

会社支配に関する基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み

当社は、会社支配に関する基本方針に照らし、特定株主グループが、議決権割合を20%以上とすることを目的とする当社株券等の買付行為、または結果として特定株主グループの議決権割合が20%以上となる当社株券等の買付行為（市場取引、公開買付け等の具体的な買付方法の如何を問いませんが、あらかじめ当社取締役会が同意した者による買付行為を除きます。かかる買付行為を以下「大規模買付行為」といい、かかる買付行為を行う者を、以下「大規模買付者」といいます。）が行われる場合には、以下のとおり一定の合理的なルール（大規模買付ルール）に従っていただくこととし、これを遵守した場合及びしなかった場合につき一定の対応策を定めることをもって、会社支配に関する基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みといたします（当社株券等の大規模買付行為への対応策を、以下「本対応策」といいます。）。

本対応策が会社支配に関する基本方針に沿うものであり、株主の共同の利益を損なうものではないこと、会社役員の地位の維持を目的とするものでないこと及びその理由

本対応策は、当社株主総会で選任された取締役で構成される当社取締役会によりいつでも廃止でき、また当社の取締役任期は1年であり期差任期制を採用していないため、本対応策の廃止またはその対抗措置発動を阻止することに時間を要するものでもありません。このように、本対応策は、経済産業省及び法務省が平成17年5月27日に発表した「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」の定める三原則（企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則、事前開示・株主意思の原則、必要性・相当性確保の原則）を全て充足しております。さらに、本対応策の合理性についての考えは、以下のとおりです。

（1）本対応策が会社支配に関する基本方針に沿うものであること

本対応策は、大規模買付ルールの内容、大規模買付行為がなされた場合の対応策、独立委員会の設置、株主及び投資家の皆様に与える影響等を規定するものです。

本対応策は、大規模買付者が大規模買付行為に関する必要かつ十分な情報を当社取締役会に事前に提供すること、及び当社取締役会のための一定の評価期間が経過した後にのみ当該大規模買付行為を開始することを求め、これを遵守しない大規模買付者に対して当社取締役会が対抗措置を講じることがあることを明記しています。

また、大規模買付ルールが遵守されている場合であっても、大規模買付者の大規模買付行為が当社株主共同の利益を著しく損なうものと当社取締役会が判断した場合には、かかる大規模買付者に対して当社取締役会は当社株主共同の利益を守るために適切と考える対抗措置を講じることがあることを明記しています。

このように本対応策は、会社支配に関する基本方針の考え方に沿って設計されたものであるといえます。

（2）本対応策が当社株主の共同の利益を損なうものではないこと

で述べたとおり、会社支配に関する基本方針は、当社株主共同の利益を尊重することを前提としております。本対応策は、かかる会社支配に関する基本方針の考え方に沿って設計され、当社株主の皆様が大規模買付行為に応じるか否かを判断なさるために必要な情報や当社取締役会の意見の提供、代替案の提示を受ける機会の提供を保障することを目的としております。本対応策によって、当社株主及び投資家の皆様は適切な投資判断を行うことができますので、本対応策は当社株主共同の利益を損なうものではなく、むしろその利益に資するものであると考えます。

さらに、本対応策の発効・延長が当社株主の皆様のご承認を条件としており、当社株主が望めば本対応策の廃止も可能であることは、本対応策が当社株主共同の利益を損なわないことを担保していると考えられます。

（3）本対応策が当社役員の地位の維持を目的とするものではないこと

本対応策は、大規模買付行為を受け入れるか否かが最終的には当社株主の皆様のご判断に委ねられるべきことを大原則としつつ、当社株主共同の利益を守るために必要な範囲で大規模買付ルールの遵守の要請や対抗措置の発動を行うものです。本対応策は当社取締役会が対抗措置を発動する場合を事前かつ詳細に開示しており、当社取締役会による対抗措置の発動はかかる本対応策の規定に従って行われます。当社取締役会は単独で本対応策の発効・延長を行うことはできず、当社株主の皆様のご承認を要します。

また、大規模買付行為に関して当社取締役会が評価・検討、当社取締役会としての意見の取りまとめ、代替案の提示、大規模買付者との交渉を行い、または対抗措置を発動する際には、外部専門家等の助言を得るとともに、当社の業務執行を行う経営陣から独立している委員で構成される独立委員会へ諮問し、同委員会の勧告を最大限尊重するものとされています。このように、本対応策には、当社取締役会による適正な運用を担保するための手続きも盛り込まれています。

第3【設備の状況】

(1) 主要な設備の状況

当第1四半期連結会計期間において、主要な設備に重要な異動はありません。

(2) 設備の新設、除却等の計画

当第1四半期連結会計期間において、前連結会計年度末に計画中であった重要な設備の新設、移転増床、建替について完了したものは、次のとおりであります。

店舗新設

(株)エイデン サントムーン柿田川店(静岡県清水町) 平成20年5月

(株)ミドリ電化 登美ヶ丘店(奈良県奈良市) 平成20年6月

移転増床

(株)デオデオ 益田店(島根県益田市) 平成20年4月

(株)デオデオ 徳島藍住店(徳島県藍住町) 平成20年4月

(株)デオデオ エミフルMASAKI店(愛媛県松前町) 平成20年4月

(株)エイデン 藤枝店(静岡県藤枝市) 平成20年6月

店舗建替

(株)デオデオ 江津店(島根県江津市) 平成20年6月

また、新たに確定した重要な設備の新設、拡充、改修、除却、売却等の計画はありません。

第4【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	300,000,000
計	300,000,000

【発行済株式】

種類	第1四半期会計期間末現在発行数(株) (平成20年6月30日)	提出日現在発行数(株) (平成20年8月13日)	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
普通株式	105,665,636	105,665,636	東京証券取引所 市場第一部 名古屋証券取引所 市場第一部	-
計	105,665,636	105,665,636	-	-

(2) 【新株予約権等の状況】

会社法に基づき発行した新株予約権付社債は、次のとおりであります。

2013年5月10日満期円貨建転換社債型新株予約権付社債（平成20年4月23日取締役会決議）

	第1四半期会計期間末現在 (平成20年6月30日)
新株予約権付社債の残高(百万円)	15,000
新株予約権の数(個)	3,000
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-
新株予約権の目的となる株式の種類	当社普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	11,086,474
新株予約権の行使時の払込金額(円)	(注)1
新株予約権の行使期間	(注)2
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	(注)3
新株予約権の行使の条件	各新株予約権の一部行使はできないものとする。
新株予約権の譲渡に関する事項	該当事項はありません。
代用払込みに関する事項	(注)4
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	該当事項はありません。

(注)1. 本新株予約権の行使に際して払い込むべき金額

- (1)各本新株予約権の行使に際しては、当該本新株予約権に係る本社債の全部を出資するものとし、当該本社債の価額は、その額面金額と同額とする。
- (2)転換価額は、当初、1,353円とする。
- (3)転換価額は、本新株予約権付社債の発行後、当社が当社普通株式の時価を下回る払込金額で当社普通株式を発行し又は当社の保有する当社普通株式を処分する場合には、下記の算式により調整される。なお、下記の算式において、「既発行株式数」は当社の発行済普通株式（当社が保有するものを除く。）の総数をいう。

$$\text{調整後転換価額} = \text{調整前転換価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{発行又は処分株式数} \times \text{1株当たりの払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{発行又は処分株式数}}$$

また、転換価額は、当社普通株式の分割又は併合、当社普通株式の時価を下回る価額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の発行が行われる場合その他一定の場合にも適宜調整される。

2. 2008年5月23日から2013年4月26日の銀行営業終了時（ジュネーブ時間）までとする。但し、本社債の繰上償還の場合には、当該償還日の5営業日前の日の銀行営業終了時（ジュネーブ時間）まで、本社債の買入消却の場合には、本新株予約権付社債が消却のためにDaiwa Securities SMBC Europeに引き渡された時まで、また本社債の期限の利益の喪失の場合には、期限の利益の喪失時までとする。上記いずれの場合も、2013年4月26日より後に本新株予約権を行使することはできず、また、当社の組織再編等を行うために必要であると当社が合理的に判断した場合には、当該組織再編等の効力発生日から14日以内のいずれかの日に先立つ30日以内の当社が指定する期間中は、本新株予約権を行使することができないものとする。
3. 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第40条の定めるところに従って算定された資本金等増加限度額に0.5を乗じた金額とし、計算の結果1円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より増加する資本金の額を減じた額とする。
4. 該当なし。但し、本新株予約権の行使に際しては、当該本新株予約権に係る本社債を出資するものとする。本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、各本社債の額面金額と同額とする。

(3) 【ライツプランの内容】
該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総 数増減数 (株)	発行済株式総 数残高(株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金増 減額 (百万円)	資本準備金残 高(百万円)
平成20年4月1日～ 平成20年6月30 日	-	105,665,636	-	10,174	-	62,371

(5) 【大株主の状況】

当第1四半期連結会計期間において、住友信託銀行株式会社及びその共同保有者である住友信託財務（香港）有限公司から平成20年5月15日付で提出された大量保有報告書により平成20年5月15日現在で以下のとおり株式を保有している旨の報告を受けておりますが、株主名簿の記載内容が確認できないため、当社として実質所有株式数の確認ができておりません。

氏名又は名称	住所	保有株券等の数 (株)	株券等保有割合 (%)
住友信託銀行株式会社	大阪市中央区北浜四丁目5番33号	株式7,733,000	7.32
住友信託財務（香港）有限公司	Suites 704-706,7th Floor,Three Exchange Square,8 Connaught Place,Central,Hong Kong	株式 160,000	0.15

当第1四半期連結会計期間において、アライアンス・パースタイン株式会社及びその共同保有者であるアライアンス・パースタイン・エル・ピー、アクサ・ローゼンバーグ証券投信投資顧問株式会社から平成20年6月6日付で提出された大量保有報告書により平成20年6月2日現在で以下のとおり株式を保有している旨の報告を受けておりますが、株主名簿の記載内容が確認できないため、当社として実質所有株式数の確認ができておりません。

氏名又は名称	住所	保有株券等の数 (株)	株券等保有割合 (%)
アライアンス・パースタイン株式会社	東京都千代田区大手町一丁目5番1号大手町ファーストスクエア	株式1,937,200	1.83
アライアンス・パースタイン・エル・ピー	1345 Avenue of the Americas,New York, New York 10105,U.S.A.	株式8,841,952	8.37
アクサ・ローゼンバーグ証券投信投資顧問株式会社	東京都港区白金一丁目17番3号	株式 579,100	0.55

当第1四半期連結会計期間において、株式会社三菱東京UFJ銀行及びその共同保有者である三菱UFJ信託銀行株式会社、三菱UFJ証券株式会社、三菱UFJセキュリティーズインターナショナル、三菱UFJ投信株式会社、三菱UFJアセット・マネジメント（UK）から平成20年6月16日付で提出された大量保有報告書により平成20年6月9日現在で以下のとおり株式を保有している旨の報告を受けておりますが、株主名簿の記載内容が確認できないため、当社として実質所有株式数の確認ができておりません。

氏名又は名称	住所	保有株券等の数 (株)	株券等保有割合 (%)
株式会社三菱東京UFJ銀行	東京都千代田区丸の内二丁目7番1号	株式1,692,302	1.60
三菱UFJ信託銀行株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目4番5号	株式4,365,300	4.13
三菱UFJ証券株式会社	東京都千代田区丸の内二丁目4番1号	株式 110,779	0.10
三菱UFJセキュリティーズインターナショナル	6 Broadgate, London EC2M 2AA, United Kingdom	株式 71,900	0.06
三菱UFJ投信株式会社	東京都千代田区丸の内二丁目4番5号	株式 188,600	0.18
三菱UFJアセット・マネジメント（UK）	12-15Finsbury Circus, London, EC2M 7BT, United Kingdom	株式 115,500	0.11

(6) 【議決権の状況】

【発行済株式】

当第1四半期連結会計期間末日現在の「議決権の状況」については、株主名簿の記載内容が確認できないため、記載することができないことから、直前の基準日（平成20年3月31日）に基づく株主名簿による記載をしております。

平成20年6月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	-	-	-
議決権制限株式(自己株式等)	-	-	-
議決権制限株式(その他)	-	-	-
完全議決権株式(自己株式等)	普通株式 58,400	-	-
完全議決権株式(その他)	普通株式 105,443,700	1,054,437	-
単元未満株式	普通株式 163,536	-	-
発行済株式総数	105,665,636	-	-
総株主の議決権	-	1,054,437	-

(注) 「完全議決権株式(その他)」の欄には、証券保管振替機構名義の株式が12,200株含まれております。また、「議決権の数」欄には、同機構名義の完全議決権株式に係る議決権の数122個が含まれております。

【自己株式等】

平成20年6月30日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有株式数(株)	他人名義所有株式数(株)	所有株式数の合計(株)	発行済株式総数に対する所有株式数の割合(%)
株式会社エディオン	東京都千代田区外神田六丁目13番10号	58,400	-	58,400	0.06
計	-	58,400	-	58,400	0.06

2 【株価の推移】

【当該四半期累計期間における月別最高・最低株価】

月別	平成20年4月	5月	6月
最高(円)	1,098	1,166	974
最低(円)	904	940	823

(注) 株価は、東京証券取引所(市場第一部)におけるものであります。

3 【役員の状況】

前事業年度の有価証券報告書の提出日後、当四半期報告書の提出日までにおいて、役員の異動はありません。

第5【経理の状況】

1．四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第64号、以下「四半期連結財務諸表規則」という。）に基づいて作成しております。

2．監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、当第1四半期連結累計期間（平成20年4月1日から平成20年6月30日まで）に係る四半期連結財務諸表について、新日本有限責任監査法人による四半期レビューを受けております。

なお、新日本有限責任監査法人は、監査法人の種類の変更により、平成20年7月1日をもって新日本監査法人から名称変更しております。

1【四半期連結財務諸表】
(1)【四半期連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	当第1四半期連結会計期間末 (平成20年6月30日)	前連結会計年度末に係る要約 連結貸借対照表 (平成20年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	26,242	34,621
受取手形及び売掛金	33,911	31,662
有価証券	1,006	651
商品	109,311	101,137
その他	20,300	22,486
貸倒引当金	216	212
流動資産合計	190,554	190,345
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物(純額)	74,212	75,379
工具、器具及び備品(純額)	6,822	6,674
土地	74,130	78,089
その他(純額)	2,546	3,145
有形固定資産合計	157,712	163,289
無形固定資産		
のれん	3,903	4,288
その他	10,350	9,927
無形固定資産合計	14,253	14,216
投資その他の資産		
敷金及び保証金	38,345	36,461
その他	30,274	33,616
貸倒引当金	544	525
投資その他の資産合計	68,076	69,552
固定資産合計	240,042	247,058
繰延資産	32	6
資産合計	430,630	437,410

(単位：百万円)

	当第1四半期連結会計期間末 (平成20年6月30日)	前連結会計年度末に係る要約 連結貸借対照表 (平成20年3月31日)
負債の部		
流動負債		
支払手形及び買掛金	55,697	52,492
短期借入金	65,292	55,760
1年内返済予定の長期借入金	13,012	10,483
1年内償還予定の社債	300	300
未払法人税等	441	4,255
賞与引当金	4,723	5,948
ポイント引当金	9,493	9,644
その他	23,954	26,026
流動負債合計	172,915	164,911
固定負債		
社債	500	531
転換社債型新株予約権付社債	15,000	-
長期借入金	59,674	65,973
再評価に係る繰延税金負債	2,651	2,651
退職給付引当金	9,321	9,100
役員退職慰労引当金	1,056	1,066
商品保証引当金	250	-
負ののれん	2,953	3,150
その他	10,698	12,447
固定負債合計	102,107	94,921
負債合計	275,023	259,833
純資産の部		
株主資本		
資本金	10,174	10,174
資本剰余金	82,364	82,364
利益剰余金	55,506	59,848
自己株式	66	65
株主資本合計	147,978	152,321
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	1,229	760
土地再評価差額金	15,003	15,246
評価・換算差額等合計	16,233	16,006
少数株主持分	23,861	41,261
純資産合計	155,607	177,576
負債純資産合計	430,630	437,410

(2) 【四半期連結損益計算書】
【第 1 四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	当第 1 四半期連結累計期間 (自 平成20年 4 月 1 日 至 平成20年 6 月30日)
売上高	183,714
売上原価	141,436
売上総利益	42,278
販売費及び一般管理費	47,004
営業損失 ()	4,726
営業外収益	
受取利息及び配当金	159
仕入割引	2,431
その他	731
営業外収益合計	3,322
営業外費用	
支払利息	372
持分法による投資損失	5
その他	74
営業外費用合計	452
経常損失 ()	1,856
特別利益	
投資有価証券売却益	56
固定資産売却益	5
前期損益修正益	65
その他	25
特別利益合計	153
特別損失	
固定資産売却損	5
固定資産除却損	217
減損損失	111
投資有価証券売却損	5
商品評価損	538
商品保証引当金繰入額	226
その他	428
特別損失合計	1,532
税金等調整前四半期純損失 ()	3,235
法人税、住民税及び事業税	424
法人税等調整額	566
法人税等合計	142
少数株主損失 ()	648
四半期純損失 ()	2,445

(3)【四半期連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

当第1四半期連結累計期間
(自平成20年4月1日
至平成20年6月30日)

営業活動によるキャッシュ・フロー	
税金等調整前四半期純損失()	3,235
減価償却費	2,742
減損損失	111
のれん償却額	93
貸倒引当金の増減額(は減少)	24
賞与引当金の増減額(は減少)	1,212
受取利息及び受取配当金	159
支払利息	372
持分法による投資損益(は益)	5
売上債権の増減額(は増加)	2,423
たな卸資産の増減額(は増加)	8,282
仕入債務の増減額(は減少)	3,411
その他	2,355
小計	6,196
利息及び配当金の受取額	83
利息の支払額	460
法人税等の支払額	4,138
営業活動によるキャッシュ・フロー	10,711
投資活動によるキャッシュ・フロー	
有形固定資産の取得による支出	6,278
有形固定資産の売却による収入	335
投資有価証券の売却による収入	995
その他	3,405
投資活動によるキャッシュ・フロー	8,353
財務活動によるキャッシュ・フロー	
短期借入金の純増減額(は減少)	7,729
長期借入金の返済による支出	3,768
社債の発行による収入	14,984
配当金の支払額	985
その他	799
財務活動によるキャッシュ・フロー	17,159
現金及び現金同等物の増減額(は減少)	1,905
現金及び現金同等物の期首残高	28,591
連結除外に伴う現金及び現金同等物の減少額	1,453
現金及び現金同等物の四半期末残高	25,232

【四半期連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項等の変更】

	<p>当第1四半期連結会計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年6月30日)</p>
<p>1. 連結の範囲に関する事項の変更</p>	<p>(1)連結の範囲の変更 前連結会計年度において100%連結子会社であったミドリサービス(株)は、平成20年4月1日に100%連結子会社である(株)ミドリ電化に吸収合併されたため、連結の範囲から除外しております。 また、前連結会計年度において100%連結子会社であった(株)暮らしのデザインは、当第1四半期連結会計期間において所有する株式をすべて売却したため、連結の範囲から除外しております。 さらに、(株)石丸本社他2社は、実質的な支配関係がなくなったため、当第1四半期連結会計期間末において連結の範囲から除外しております。</p> <p>(2)変更後の連結子会社の数 161社</p>
<p>2. 会計処理基準に関する事項の変更</p>	<p>(1)重要な資産の評価基準及び評価方法の変更 たな卸資産 通常の販売目的で保有するたな卸資産の評価基準については、従来原価法によっておりましたが、当第1四半期連結会計期間より「棚卸資産の評価に関する会計基準」(企業会計基準第9号平成18年7月5日)が適用されたことに伴い、原価法(貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法)により算定しております。 これに伴い、前連結会計年度と同一の方法によった場合と比べ、税金等調整前四半期純損失が538百万円増加しております。</p>

	<p>当第1四半期連結会計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年6月30日)</p>
	<p>(2)リース取引に関する会計基準の適用 所有権移転外ファイナンス・リース取引については、従来、賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっておりましたが、「リース取引に関する会計基準」(企業会計基準第13号(平成5年6月17日(企業会計審議会第一部会)、平成19年3月30日改正))及び「リース取引に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第16号(平成6年1月18日(日本公認会計士協会 会計制度委員会)、平成19年3月30日改正))が平成20年4月1日以後開始する連結会計年度に係る四半期連結財務諸表から適用することができることになったことに伴い、当第1四半期連結会計期間からこれらの会計基準等を適用し、通常の売買取引に係る会計処理によっております。また、所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産の減価償却の方法については、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。 これに伴い、前連結会計年度と同一の方法によった場合と比べ、営業損失、経常損失、税金等調整前四半期純損失に与える影響はありません。 なお、リース取引開始日が適用初年度開始前の所有権移転外ファイナンス・リース取引については、引き続き通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を適用しております。</p>
<p>3. 重要な引当金の計上基準の変更</p>	<p>商品保証引当金 販売した商品の保証期間に関わる修理費用の発生に備えるため、過去の修理実績等に基づき将来の修理費用見込額を見積計上しております。 従来の5年間保証に加え、過年度において10年間保証のサービスも開始しており、当該サービスを開始してから一定期間が経過し、修理実績等のデータが揃ったこと等により、将来の修理費用が合理的に見積もる事ができるようになったことから、当連結会計年度の第1四半期より、その修理費用の見積額を商品保証引当金として計上しております。 これに伴い、前連結会計年度と同一の方法によった場合と比べ、営業損失及び経常損失が24百万円増加し、税金等調整前四半期純損失が250百万円増加しております。</p>

【簡便な会計処理】

	当第1四半期連結会計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年6月30日)
棚卸資産の評価方法	実地棚卸は行わず、帳簿残高を基礎として合理的な方法により算定しております。 また、棚卸資産の簿価切り下げに関しては、収益性の低下が明らかなものについてのみ正味売却価額を見積もり、簿価切り下げを行っております。

【四半期連結財務諸表の作成にあたり適用した特有の会計処理】
該当事項はありません。

【注記事項】

(四半期連結貸借対照表関係)

当第1四半期連結会計期間末 (平成20年6月30日)	前連結会計年度末 (平成20年3月31日)
1 有形固定資産の減価償却累計額は93,508百万円であります。	1 有形固定資産の減価償却累計額は93,108百万円であります。
2 保証債務 金融機関からの借入 (株)ふれあいチャンネル 1,774百万円 (株)マルニ木工 200 "	2 保証債務 金融機関からの借入 (株)ふれあいチャンネル 1,811百万円 その他 従業員 13百万円
その他 従業員 12百万円	

(四半期連結損益計算書関係)

当第1四半期連結累計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年6月30日)
販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。
(1)販売費
広告及び販売促進費 4,167百万円
(2)一般管理費
貸倒引当金繰入額 25百万円
ポイント引当金繰入額 1,755 "
商品保証引当金繰入額 24 "
給与手当及び賞与 14,020 "
賞与引当金繰入額 2,086 "
退職給付費用 458 "
役員退職慰労引当金引当金繰入額 16 "
営業用賃借料 5,688 "

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

当第1四半期連結累計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年6月30日)
現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係
(平成20年6月30日現在)
現金及び預金勘定 26,242百万円
有価証券 1,000 "
計 27,242百万円
預入期間が3か月を超える定期預金 2,010 "
現金及び現金同等物 25,232百万円

(株主資本等関係)

当第1四半期連結会計期間末(平成20年6月30日)及び当第1四半期連結累計期間(自平成20年4月1日至平成20年6月30日)

1. 発行済株式の種類及び総数
普通株式 105,665千株
2. 自己株式の種類及び株式数
普通株式 59千株
3. 配当に関する事項
配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成20年6月27日 定時株主総会	普通株式	1,056	10	平成20年3月31日	平成20年6月30日	利益剰余金

(セグメント情報)

【事業の種類別セグメント情報】

当第1四半期連結累計期間(自平成20年4月1日至平成20年6月30日)

当企業グループは、家庭電化商品の専門量販店集団であり、当第1四半期連結会計期間については、全セグメントの売上高の合計額、営業利益及び全セグメントの資産の金額の合計額に占める「家庭電化商品及び関連商品の販売ならびに家庭電化商品の工事修理」の割合がいずれも90%を超えているため、事業の種類別セグメント情報の記載を省略しております。

【所在地別セグメント情報】

当第1四半期連結累計期間(自平成20年4月1日至平成20年6月30日)

本邦以外の国または地域に所在する連結子会社及び重要な在外支店がないため記載を省略しております。

【海外売上高】

当第1四半期連結累計期間(自平成20年4月1日至平成20年6月30日)

海外売上高がないため、記載を省略しています。

(有価証券関係)

満期保有目的の債券で時価のあるもの及びその他有価証券で時価のあるものが、事業の運営において重要なものでなく、かつ前連結会計年度の末日に比べて著しい変動が認められないため、記載を省略しております。

(デリバティブ取引関係)

対象物の種類が通貨及び金利であるデリバティブ取引が、事業の運営において重要なものではなく、かつ、前連結会計年度の末日に比べて著しい変動が認められないため、記載を省略しております。

(ストック・オプション等関係)

当第1四半期連結会計期間(自平成20年4月1日至平成20年6月30日)

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

1. 1株当たり純資産額

当第1四半期連結会計期間末 (平成20年6月30日)	前連結会計年度末 (平成20年3月31日)
1株当たり純資産額 1,247.51円	1株当たり純資産額 1,290.78円

2. 1株当たり四半期純損失金額

当第1四半期連結累計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年6月30日)
1株当たり四半期純損失金額 23.15 ^円
なお、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、潜在株式は存在するものの1株あたり四半期純損失であるため記載しておりません。

(注) 1株当たり四半期純損失金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	当第1四半期連結累計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年6月30日)
四半期純損失(百万円)	2,445
普通株主に帰属しない金額(百万円)	-
普通株式に係る四半期純損失(百万円)	2,445
期中平均株式数(千株)	105,606
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額の算定に含めなかった潜在株式で、前連結会計年度末から重要な変動があったものの概要	2013年5月10日満期円貨建転換社債型新株予約権付社債。 なお、概要は「第4提出会社の状況、1株式等の状況、(2)新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

(リース取引関係)

当第1四半期連結会計期間より、「リース取引に関する会計基準」(企業会計基準委員会平成5年6月17日(企業会計審議会第一部会)、平成19年3月30日改正)及び「リース取引に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第16号(平成6年1月18日(日本公認会計士協会 会計制度委員会)、平成19年3月30日改正))を適用し、通常の売買取引に係る会計処理によっております。

なお、リース取引開始日が適用初年度開始前の所有権移転外ファイナンス・リース取引については、引き続き通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を適用しておりますが、リース取引残高が前連結会計年度末に比べて著しい変動が認められないため、記載を省略しております。

2【その他】

該当事項はありません。

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

当年/レビュー報告書

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成20年 8月13日

株式会社エディオン

取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 山本 操司 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 伊藤 嘉章 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 井上 正彦 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社エディオンの平成20年4月1日から平成21年3月31日までの連結会計年度の第1四半期連結累計期間（平成20年4月1日から平成20年6月30日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書及び四半期連結キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期連結財務諸表の作成責任は経営者であり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社エディオン及び連結子会社の平成20年6月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する第1四半期連結累計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

2. 財務諸表の範囲にはXBR Lデータ自体は含まれていません。